

# 医療ADR あっせん人・仲裁人候補者

ふりがな あきば のぶゆき 氏名：秋葉 信幸	写真
事務所：秋葉・高橋法律事務所	
所属会：第二東京弁護士会	

主 な 経 歴
<p>1. 弁護士登録年月 昭和55年4月弁護士登録</p> <p>2. 医療事件（民事）取扱い経験年数 （令和6年1月1日現在）平成元年から35年</p> <p>3. その他（著書、公職など） 昭和46年3月慶応大学卒業。民間会社に2年間勤務後、法曹を志す。 昭和52年司法試験合格。 昭和55年4月弁護士登録。勤務弁護士を経て、平成元年秋葉法律事務所開設、平成2年より高橋省弁護士とともに秋葉・高橋法律事務所を開設。 勤務弁護士時代は、企業法務、地方公共団体被告事件、借地借家事件、相続紛争等を多く担当した。平成元年独立以降は医事紛争の扱いが多く、その他に離婚、相続、借地借家等の一般民事事件、企業法務等を扱う。 第二東京弁護士会の会社法研究会平成6年度代表幹事 著作は「自己株式取得の実務と対策」（平成7年出版）第一法規出版）編集代表 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会の平成24年度委員長 病院・医院・歯科医院の法律相談（執筆分担）（平成28年出</p>
医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別
医療機関側 ・ 患者側
あっせん人・仲裁人からのメッセージ
<p>医療事件の仲裁に関与するにあたって当然のことですが、医療サイドに立つのではなく、中立を旨とします。</p> <p>双方の話をよく聞いて、紛争の原因は何なのかを十分に吟味し、そのうえで、双方が納得できる解決策が何なのかを見極めたいと思います。</p> <p>進行に関しては、質問とこれに対する説明による相互理解を深めるステージなのか、紛争解決のための具体的ステージに入るのかについて、注意して進めます。</p>

[令和6年1月現在]